

## 建設リサイクル法対象工事に係る入札等について

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に添付する必要があることから、設計図書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量、処理方法及び処分場所等を参考に、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が必要となる場合には、それらを見積もった上で、入札を行ってください。

また、分別解体等の方法等を契約書に添付するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うものとします。

ただし、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が発生しない工事である場合は、落札後の協議を行う必要はないものとします。